

都市計画法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年3月30日

京都市長 梶本 頼兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

1・4・9号 久世橋線

2 事業地

(1) 収用の部分

平成13年京都府告示第58号の事業地のうち京都市南区東九条南石田町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

3 事業施行期間

平成13年2月9日から平成23年3月31日まで

4 縦覧の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部広域幹線道路課

(建設局街路部広域幹線道路課)